

事 務 連 絡
平成 27 年 5 月 21 日

埼玉県内各市町村介護保険担当課長 }
大里広域市町村圏組合介護保険担当課長 } 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長 江森 光芳（公印省略）

「指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る取扱い」に係る対応について（通知）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、平成27年5月14日付け高福第165号にて通知した標記の取扱いのうち、下記1については、下記2のとおり対応くださいますようお願いいたします。

記

1 項目

別紙「指定認知症対応型共同生活介護事業者等が実施する外部評価の実施回数の緩和に係る取扱いについて」2（2）エ

「運営推進会議に、事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席している。」について、やむを得ない事情により、市町村職員又は地域包括支援センターの職員が運営推進会議への出席が困難な場合の対応

2 対応

市町村が管内事業所の外部評価の実施回数を2年に1回とする場合には、運営推進会議に事業所の存する市町村職員又は地域包括支援センターの職員が、必ず出席している必要がある。

これらの者について、やむを得ない事情により、運営推進会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を運営推進会議に報告する等により一定の関与を確保することで、出席とみなす。

担当 施設・事業者指導担当 大滝

TEL：048-830-3247

E-mail：a3240-11@pref.saitama.lg.jp